

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・公的年金の年額が18万円未満である場合

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

### ●町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務の方で表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期までに申請してください。(申請には印鑑が必要です) 詳細はお問合せください。

平成27年度の町県民税納税通知书を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納

### 町県民税の納税通知書を送付します

平成27年度の町県民税納税通知书を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの所得に対する町

**問合せ先**  
役場税務課  
内線175・176

### 町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要な書類
① 生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	—
② 平成27年1月1日現在、所得税法に規定する勤労学生である方	税額の全部	学生証等
③ 雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	雇用保険受給資格者証
④ 6月30日以後において前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
⑤ 平成27年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	—
⑥ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	り災証明書

●町県民税に関するよくある質問を紹介します

**Q. 平成26年中に仕事を辞め現在仕事をしていませんが、平成27年度の町県民税が課税されるのはなぜですか。**

**A. 町県民税は前年中(平成26年1月1日～平成26年12月31日)の収入金額を基に課税しています。したがって、現在仕事をしていなくても前年中に一定の収入があれば町県民税がかかります。**

**Q. アルバイトで年収が102万円です。103万円までは税金はかかるないと聞いていましたが、なぜ納税通知書が送られてきたのでしょうか。**

**A. アルバイト収入は給与所得になります。所得税(国に納める税金)は、収入103万円の場合、給与所得控除65万円を引くと38万円となります。所得税の基礎控除が38万円ですので課税所得は0円となり、所得税は課税されません。**

しかし町県民税の場合は、基礎控除が33万円であるため、他に所

- **その他** 申告書の作成に関する相談会
- 申告書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課  
内線175・176

円となり、町県民税が課税されます。また、基礎控除を差し引く前の所得が28万円(市町村で異なる)を超えると、町県民税の均等割(町民税3500円と県民税2000円)がかかります。

## 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からぬこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 6月10日(水)午後2時～4時(一人30分以内)  
**ところ** 役場 2階 第2会議室

## 申込方法

事前の予約制で行っておりますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。



# リサイクルフェア

八穂クリーンセンターでは、資源の有効利用を図り、再生利用を推進するため自転車および家具類のリフォーム業務を行っています。

そこで、再生された完成品を構成市町村民の皆さんに販売します。なお、金額については、当日再利用品に貼付します。

また、あわせて環境プログラムも多数用意し、防災および減災用品の展示も行いますので、ぜひご参加ください。

**とき** 6月21日(日)午前8時50分～正午

**ところ** 海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

## 再利用品購入申込対象者

海部地区在住の方で、引取期間内に再利用品を取りに来られる方に限ります。

**申込書の配布** 申込書は、当日午前8時50分から午前10時まで、クリーンセンター正門で一人1枚を配布します。

**申込時間** 午前8時50分～10時15分 **公開抽選時間** 午前10時30分

## 環境プログラム

- 八穂環境学習教室 午前9時
- 地球温暖化対策展示および体験 午前9時
- 施設見学 午前9時
- DVD鑑賞 午前9時

**その他** 防災・減災用品の展示等 午前9時

## 注意

- 対象地区以外の方の申し込みは、無効とします。
- 当選者は、フェア当日から6月26日(金)までにお引き取りください。
- 引取時間は、午前9時から午後5時までです。
- 家具類は、必要経費(補修材料)、自転車は必要経費以外にかぎ代と防犯登録料を負担していただきます。

**問合せ先** 海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

☎0567(68)6500 FAX0567(68)6700 [HP http://www.atkankyo.or.jp](http://www.atkankyo.or.jp)